

# わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

48期(1994/平成6年)

## 思い出の松江修習



会員 堀 浩介 (48期)

### 1 松江での第1期修習生

私の司法修習(48期)は、1994年からの2年間、修習地は松江でした。48期は司法修習生の人数がそれまでより100人増え、合計700名となったことから、修習地の拡大が図られました。新たに設けられた修習地の一つが松江でした。

同期の松江での修習生は、私以外に、横浜市出身の高岡俊之修習生、松江市出身の大野敏之修習生の計3名でした。全員が30歳代でした。当時、私と高岡修習生は独身であり、大野修習生はご家族が松江にご在住でした。今は、高岡氏も大野氏も弁護士として活躍されています。

### 2 松江での修習の思い出

当時は2年間の修習で、内1年4か月は修習地に滞在しました。その期間は決して長いとは言えないものの、金銭的な心配をすることもなく、修習地の社会的・文化的な背景を知り、裁判所・検察庁・弁護士会の方々を含め、地元の方々と交流し、人間関係を築く上で貴重な時間であったと思います。

私たちは松江での第1期修習生であったことから、受け入れ側の裁判所・検察庁・弁護士会の方々も、受け入れの準備に大変な時間と労力をかけられたと伺っています。そのご努力の結果として、私たちの1年4か月の修習は、裁判官、検察官、弁護士の職務の骨格を理解し、また、これら法曹三者を支える書記官や事務官、事務員の方々の実務を知る上で貴重な期間となりました。こと起案に限って見ても、事件記録が申し分なく配点され、じっくりと記録を読み込み、起案をし、また適切な指導を頂くことができました。

私の思い出として特に残っているのは、刑事裁判修習

で、殺人で起訴された事件の一件記録を読み、被告人質問、判決言渡しにまで立ち会うという貴重な経験をさせて頂いたことです。また、弁護修習では、担当の先生が受任されていた医療過誤事件の一件記録を渡され、最終準備書面を起案する機会を与えて頂きました。弁護修習の次が民事裁判修習であったため、その事件がちょうど民事裁判にかかる、という局面となりました。さすがに、民事裁判の起案はしませんでした。弁護士が依頼者の勝利を目指して情熱をかけて行う訴訟活動の大切さと、それが裁判官を説得するに足りるものであるのかを冷静に分析する必要性を改めて考えさせられました。

### 3 修習生ならではの貴重な経験

松江をはじめ島根県は風光明媚な土地です。修習の一環として、出雲、津和野、さらには隠岐の島まで足を伸ばすことができました。隠岐の島で見た日本海の海の青さ、美しさはまるで絵画のようでした。裁判所や検察の集合修習は広島市内で行われるため、松江からは定期運航バスで中国地方の山間部を通して広島市内に行くことになります。紅葉のとき季の山並みが今でも目に焼き付いています。

また、修習期間中、航空自衛隊の輸送機で、隠岐の島近辺までの飛行に搭乗させて頂いたこと、海上保安庁の巡視船が日本海沖をパトロールするのに同行させて頂いたこと、宍道湖でのシジミ採りを経験させて頂いたり、精神病棟で患者さんと一緒に一泊させて頂いたこと等、文字どおり得難い貴重な経験でした。

今、思い返してみても、自身にとっては偶然の要素が強いものですが、松江で修習させて頂いたことに感謝の気持ちしかありません。指導して下さいました方々にこの場をお借りして、心よりお礼申し上げます。